

2015年10月30日

京都府農林水産部食の安心・安全推進課 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

京都府生活協同組合連合会

専務理事 高取 淳

電話:075-251-1551 FAX075-251-1555

**京都府食の安心・安全推進条例に基づく
「京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)についての意見**

以下、意見を述べます。

【1】「Ⅲ行動計画内容 第1章 食を取り巻く現状及び課題」について

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定が大筋合意しました。TPP については広範な分野にわたっており、情報が十分に伝わっておらず、メリット・デメリットについてよくわからないのが現状ですが、食のグローバル化が一層すすむなかで、食料自給率の低下への不安。また、食料の海外依存の加速によって、食品添加物、栄養成長剤、残留農薬、ポストハーベスト、遺伝子組み換え食品の表示など、食の安全への不安についても懸念されます。消費者の願いは、安心・安全な食品を安定して利用し続けることができることにあります。第1章 食を取り巻く現状及び課題で、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定が大筋合意しましたことについて記載しておく必要があります。

【2】「Ⅲ行動計画内容 第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開」について

(1)「1 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大」について

① 今年の国際協同組合デー第26回京都集会において京都府から「京都府の食の安心・安全の取組み」についてご報告をいただきました。参加者からは、「京都府の食の安心・安全の具体的な取組がわかった」「京都府の食の安心・安全の取組が再認識できた」「学生にとっては知らないことだらけでした。京都府の食に対する取組みはしっかりしていると感じた」「僕ら大学生が普段聞けないようなリアルな深い話でした。『そうだったんだ』と驚くことばかりでした」などの感想があり、府の取組み・施策について新たに知る機会につながりました。また、お話しを聞く中で「食のリスク、危険性を判断することに関して、自らも学んでいかなければいけないと感じた」といった感想もあり、消費者としての自立を促すことにもつながっています。府や府内事業者の食の安全への取組み・施策についての情報提供の一層の充実に加え、府職員が気軽に出かけて府の取組み・施策について説明、意見交換する「出前語らい」等の取組みの一層の充実を求めます。

- ② 上述したように、TPP については広範な分野にわたっており、消費者には情報が十分に伝わっておらず、メリット・デメリットについてよくわからないのが現状です。そのことで、食の安全について不安を抱いている消費者もいます。京都府においても府民にとってどのような影響があるのか説明会等を開催し情報の提供と、意見交換の機会を設けてください。
- ③ 消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換し、食の安心・安全の取り組みをともに考えるリスクコミュニケーションは信頼感を高めることにもつながります。第3次行動計画の中では、食品中の放射性物質の安心・安全について、専門家、行政、事業者、消費者（団体）が連携して意見交換会等の機会を設けてきました。参加者からは「放射線の食品への影響はあまり知らなかったが、少しはわかるようになった」「事実を知り、判断することが大事だとわかった」等の感想があり、行動計画（骨子案）の成果で触れられている「落ち着いてきている」といった評価につながっていると考えます。他方、さまざまな知見レベルの消費者が存在していることも事実です。リスクコミュニケーションの実施にあたっては、手法について工夫しながら、それぞれの消費者グループの特性をふまえた内容としていくことが必要と考えます。
- ④ 大学生協食堂では、「組合員ひとり一人の『食の自立』～何を、どれだけ、食べたらいいかを自分で判断し、実行できること」をめざしています。大学生協が実施している「食生活相談会」等と連携した取り組み等、学生の健全な食生活実現への支援についてもお検討ください。
- ⑤ 府民が食の安心・安全についての正確な知識を身につけて、理解を深め、正しく行動できるような状況を育むことを目的に開講される「食の安心・安全府民大学（仮称）」については、自立した消費者を育む消費者教育の側面も重視していただくこと。また、専門家による講義に加え、身近なくらしの現場で実践されている生の声が生かされる内容となることについてもご検討ください。
- ⑥ 機能性表示食品制度が創設されてことにより、京都府においても機能性表示食品制度を活用して農産物等の商品開発をすすめることが行動計画（骨子案）で示されました。機能性表示食品については、機能性の科学的根拠が脆弱であるといった意見もあり、消費者の中には様々な受けとめがあります。「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」の保健機能食品についての学習会の開催や生産者・事業者との意見交換会等の充実を要望します。
- ⑦ 上述した3種類の「保健機能食品」以外にも効能・効果を標榜する「健康食品」類が多数存在しています。健康商品を標榜するものの中には、薬事法や景品表示法に違反するのではといった苦情・相談が消費者団体等に寄せられており、行政

からの指導を強めていく必要があります。同時に、薬事法や景品表示法に違反するのではないかといた事案については、適格消費者団体等との連携した取組みについてもご検討ください。

(2)「3 監視・指導・検査の強化」について

- ① 府内の食品関連事業者を対象とした食品表示関係法令の講習会の開催に記載されていますが、目標数値が記載されていないので、目標数値を決めてください。

(3)「4 安心・安全の基盤づくり」について

- ① 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に係る指針（ガイドライン）が改正され、京都府においてもHACCPシステムの導入を普及することが行動計画（骨子案）で示されました。京都府内の食品製造関連事業者は中小零細な規模のところが少ないところから、HACCPシステムの導入の必要性について知識の習得機会を数多くつくっていくことが必要と考えられます。食品製造関連事業者を対象にした研修会等を業種別に開催することが必要ではないでしょうか。また、HACCPシステムについては、消費者の中ではあまり知られていないのが現状ではないかと考えます。消費者向けの学習会等の機会等を設け、HACCPシステムについての理解を広げるための啓発活動も必要ではないでしょうか。

以上